

指定管理者による公の施設の管理運営に関する評価指針

1 モニタリング評価の目的

指定管理者制度を導入した公の施設の指定管理者による施設の管理運営及び公共サービスの提供に関し、協定書、仕様書等に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかを確認し、評価するため、指定管理者による公の施設の管理運営に関する評価(以下「モニタリング評価」という。)を行うものとする。

2 モニタリング評価の方法

モニタリング評価を実施するに当たっては、制度の趣旨を踏まえ、指定管理者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、公共サービスの水準の確保や安全性、継続性を担保する観点から、業務の履行状況の確認に関して、協定書、仕様書等に定められた事業や業務が適切に実施されているかについて、事業報告書との比較を中心に、実地調査、利用者アンケート等により行うものとする。

3 モニタリング評価項目及び総合評価

(1) モニタリング評価項目

モニタリング評価項目は、次のとおりとする。

- ア 施設利用状況
- イ 収支の状況
- ウ 事業実施状況
- エ 施設の維持管理
- オ 施設の運営

(2) 指定管理者の自己評価

(1)のモニタリング評価項目について、指定管理者において自己評価を行うものとする。

(3) モニタリング総合評価

(1)のモニタリング評価及び(2)の指定管理者の自己評価を基に総合評価を行うものとする。

4 モニタリング評価結果の活用

(1) 適正な施設管理、運営の確保

モニタリング評価の結果に基づき、指定管理者に必要な指導、指示を行うことにより、施設の適正な管理運営の確保及び利用者サービスの向上を図る。

また、管理運営が適当でないと認めるときは、指定の取消し等の措置を行う。

(2) 指定管理者選定での活用

モニタリング評価の結果を分析し、指定管理者の募集要項、仕様書、選定時の評価項目の検討等、指定管理者の選定において活用する。

5 評価結果の公表

評価の結果は、原則として市ホームページ等で公表する。

※モニタリング：〔監視・観察の意〕日常的・継続的な点検のこと。企業の消費者調査や社会福祉において、関係者のサービス評価などの際に行われる。